

院 内 感 染 対 策 指 針

1 基本理念

当院では、高齢者や様々な合併症を有する疾患を持った患者が受診、入院されます。また、感染症で入院される場合も多々あります。全ての感染症を防止することは不可能ですが、我々が院内感染を防止し安全かつ適切な医療を提供するため必要な事項を定めるものである。

2 院内感染対策委員会の設置

- (1)院長を委員長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員委員会(以下、感染委員会)を設け、毎月1回定期的に会議を開催し院内感染対策を行う。また、緊急時は委員長の発令により臨時の感染委員会を開催する。
- (2)感染委員会は次の内容の協議、推進を行う。
 - ①院内感染対策指針およびマニュアルの作成、見直し。
 - ②院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知。
 - ③職員研修の企画。
 - ④人命に直結する危機的な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を追究し改善策の検討と実施をするため全職員への周知徹底をはかる。
 - ⑤患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項。
- (3)委員は、職種、職位に関わらず、院内感染の防止に対して自由に発言できる。
- (4)委員はその職務に対して知りえた事項のうち、一般的な感染対策以外のものは院長および感染委員会の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (5)下記に掲げるものを診断したときは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療の法律により、7日以内に保健所長を通じ都道府県知事へ届ける。
 - ①一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症の患者または無症状病原体保有者および新感染症に罹っていると疑われる者。
 - ②四類感染症のうち、後天性免疫不全症候群、梅毒、マラリアその他厚生労働省令でさだめるものの患者。

3 職員研修

- (1)院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的な方策について、職員に周知徹底をはかることを目的に実施する。
- (2)職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時に開催する。

(3)研修の開催結果または外部研修の参加実績を記録、保存する。

②これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる
情報を院内全体から収集することを目的とする。

これらの目的を達成するため、すべての職員は次項以下に定める
要領に従い院内感染の報告を行うものとする。

4 感染症発生状況の報告

(1)院内感染の発生予防およびまん延防止をはかるため、感染症の
発生状況を随時「感染情報レポート」をまとめ全職員に周知する
ほか、必要に応じてリアルタイムな情報提供に努める。

(2)月1回開催される感染委員会にて、感染状況を「月報」にまと
め、全職員への情報提供をはかるとともに、感染委員会で
再認識するようにする。

(3)院内感染発生時は、その状況および患者への対応策を院長に報告
することとし、緊急感染委員会を開催して速やかに発生原因の追究
と改善策の立案、実施について全職員に周知徹底をする。

(4)感染委員会で話し合われた詳細内容については、申し送り、書面
等で情報共有するとともに、看護部(師)長、看護主任は再発防止
対策が適切に実施され効果があるかの追跡調査を行う。

5 感染予防対策マニュアル

(1)別添 感染予防対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底等常に感染
対策に努める。

(2)マニュアルは、関係職員に周知し、また必要に応じて見直す。

(3)マニュアルは、作成・改変の都度、院内感染対策委員会に報告する。

6 患者への情報提供と説明

(1)本指針は患者および家族から閲覧の求めがあった場合には、
これに応ずるものとする。また、本指針についての照会には
感染委員会が対応する。

(2)疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明し理解
をえたうえで協力を求める。

7 本指針の見直し改正

(1)院内感染対策委員会は少なくとも毎年1回以上本指針の見直しを
議事として取り上げ検討するものとする。

(2)本指針の改正は院内感染対策委員会の決定により行う。